

社会福祉法人諸江校下福祉会
評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人諸江校下福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条に基づく評議員・役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意 義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、別表1のとおり支給する。
2 役員の報酬は日額とし、理事会等、法人業務への出席の都度別表1のとおり支給する。

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(費用の弁償)

第5条 法人は、評議員及び役員等が、第3条第1項及び第2項によるその職務を行うために要する費用を弁償する。
2 費用の弁償額は実費とする。ただし、旅費については、近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規程に基づき算出されるものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成29年 7月 1日より施行する。
この規程は、平成30年 1月20日より施行する。

別表 1 (日額)

役 職	報 酬 等
評 議 員	2, 0 0 0 円
役 員	2, 0 0 0 円